

特別定額給付金に関する Q&A

問 1 給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にはならないのでしょうか。

給付対象者は、基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、成田市の住民基本台帳に記録されている方で、1 人あたり 10 万円を給付します。

問 2 給付金を受け取るのは誰になりますか。

受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

問 3 基準日(4 月 27 日)に生まれた子どもや、基準日以降に亡くなった人は給付対象者となりますか。

基準日に生まれた子どもは給付対象者となりますが、4 月 28 日以降に生まれた子どもは給付対象者となりません。また、基準日以降に亡くなった人は給付対象者となります。

問 4 外国人は給付対象者となりますか。

成田市に住民記録がある外国人は給付対象者となりますが、短期滞在者や不法滞在者は住民記録がないため対象となりません。

問 5 生活保護受給世帯などの人は、給付金の対象とならないのでしょうか。

収入による条件はございません。生活保護の被保護者であることなどに関わらず、給付対象となります。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとなります。

問 6 申請はいつまで受け付けてくれますか。

申請開始日から 3 カ月以内と定められていますので、申請期限（8 月 20 日）までに手続きをお願いします。期限を過ぎると受け付けができません。

問 7 体が不自由で、自分で申請ができない場合、どのように申請したらよいですか。

本人による申請が困難な場合、基準日（4 月 27 日時点）において申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人などによる代理申請が認められます。なお、代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類や委任状などの提出が必要です。

問 8 市から申請書が届く時に、長期出張などで自宅郵便物を受け取れない場合はどうすればいいですか。

日本郵便の転送サービスをご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができます。詳しくは最寄りの郵便局へお問い合わせください。

問 9 申請書や提出書類に口座情報が含まれていますが、情報漏えいの心配はないでしょうか。

市民から特別定額給付金給付事業のために提供された個人情報、市が定めている個人情報保護条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処理します。

問 10 給付対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけ給付を受けることは可能ですか。

世帯全員分の給付を受けないこと、また、世帯のうち一部の方の分だけ給付を受けることもできますので、申請書の希望しない旨をチェック欄に記入いただくことで、一部の世帯員について受給を辞退していただくことも可能です。

問 11 本人確認書類は何を添付すれば良いですか。

下記の確認書類を添付してください。

・運転免許証、運転経歴証明書、旅券 (平成 24 年 7 月 9 日以降発行のもの)	・身体障害者手帳
・健康保険証	・介護保険証
・マイナンバーカード (個人番号カード)	・精神障害者保健福祉手帳
・住民基本台帳カード (写真有)	・療育手帳
・在留カード (写真有)	・年金手帳
上記の他、官公庁発行の本人確認書類又はこれらと同等の書類	

問 12 令和 2 年 5 月 7 日に A 市から成田市に引っ越してきました。特別定額給付金はどちらの市で給付されますか。

基準日 (4 月 27 日) 時点で A 市に住民記録があるため、A 市から給付されます。

問 13 配偶者からの暴力 (DV) を理由に、B 市から成田市へ避難しています。特別定額給付金はどちらの市で給付されますか。

原則、基準日 (4 月 27 日) 時点で住民記録がある市区町村での給付となります。ただし、一定の要件を満たし、避難先の市区町村 (現在、居住している市区町村) に「申出書」を提出した場合は、基準日に配偶者と同一世帯であっても、避難先の市区町村 (成田市) から給付されます。

問 14 給付はいつ頃になりますか。

申請書を受理してから、約 2～3 週間での振り込みを予定しておりますが、受付開始当初は申請の集中が想定されるため、予定より時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。

問 15 特別定額給付金は課税対象となりますか。

特別定額給付金は非課税となりますので、課税対象となりません。

※上記は現時点における状況をお示したものです。今後、内容が変更になった場合は修正してまいります。